

## 申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

部 課 室 等 名	中央卸売市場	
許 認 可 等 名	せり人の登録	
根 拠 法 令	徳島市中央卸売市場業務条例	
根 拠 条 項	第12条第1項	
連 絡 先	(電話 628 - 2759)	
審 査 基 準	<p>(せり人の登録)</p> <p>第12条 卸売業者が市場において行う卸売のせり人は、その者について当該卸売業者が市長の行う登録を受けている者でなければならない。</p> <p>2 卸売業者は、前項の登録を受けようとするときは、規則で定めるところにより、登録申請書を市長に提出しなければならない。</p> <p>3 第1項の登録の申請があった場合は、市長は、次項の規定により登録を拒否する場合を除き、登録申請書を受理した日から起算して30日以内にせり人登録簿に次の各号に掲げる事項を登載し、速やかに、その旨を登録申請者に通知するとともに登録を受けたせり人に対し登録証及びせり人であることを判別するための記章(以下「記章」という。)を交付するものとする。</p> <p>(1) せり人の氏名及び住所</p> <p>(2) 登録年月日</p> <p>(3) 登録番号</p> <p>(4) 取扱品目の部類</p> <p>4 市長は、第1項の登録の申請があった場合においてその申請に係るせり人が次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録申請書若しくはその添付書類に虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録をしてはならない。</p> <p>(1) 破産者で復権を得ないものであるとき。</p> <p>(2) 禁錮以上の刑に処せられた者又は法の規定に違反して罰金の刑に処せられた者でその刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受ける</p>	
	参 考 事 項	せり人登録認定試験実施要領
	設 定 等 年 月 日	平成24年 8月 1日設定(平成 年 月 日最終変更)
標 準 処 理 期 間	<p>標準処理期間</p> <p>総日数 30日(休日を含む)</p> <p>(設定しないものについてはその理由)</p>	
	設 定 等 年 月 日	平成24年 8月 1日設定(平成 年 月 日最終変更)

審査基準

基準

- ことがなくなった日から起算して3年を経過しないものであるとき。
- (3) 第14条又は第72条第5項の規定による登録の取消しを受け、その取消しの日から起算して1年を経過しない者であるとき。
  - (4) 仲卸業者若しくは売買参加者又はこれらの者の役員若しくは使用人である者であるとき。
  - (5) せりを遂行するのに必要な経験又は能力を有していない者であるとき。
- 5 市長は、前項第5号の経験又は能力の有無の認定のため、規則で定めるところにより、試験を行うものとする。
- 6 第1項に規定する登録の有効期間は、登録の日から起算して5年間とする。ただし、次の各号に掲げる者の登録の有効期間は、登録の日から起算して3年間とする。
- (1) 初めて登録を受ける者
  - (2) 第14条又は第72条第5項の規定により取消しを受けた者で当該取消し後の最初の登録を受けるもの
  - (3) 第72条第5項の規定により業務の停止を命ぜられた後の最初の登録を受ける者
- \* せり人登録申請書は、別紙様式第2号とする。